

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成19年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第1号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

第1条 重要な公の施設等の指定等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(重要な公の施設) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号に規定する条例で定める重要な公の施設は、 <u>次に掲げるとおりとする。</u>  (1)～(7) 略 (8) 鳥取県立高等学校等設置条例(昭和39年鳥取県条例第21号)第2条及び第3条の規定により設置された県立学校 (9)及び(10) 略	(重要な公の施設) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号に規定する条例で定める重要な公の施設は、 <u>次の各号に掲げるとおりとする。</u>  (1)～(7) 略 (8) 鳥取県立高等学校等設置条例(昭和39年 <u>3月</u> 鳥取県条例第21号)第2条から第6条までの規定により設置された県立学校 (9)及び(10) 略

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(義務教育等教員特別手当) 第16条の8 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は <u>特別支援学校</u> の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。 2 略 3 高等学校等(学校教育法に規定する高等学校又は <u>特別支援学校</u> の高等部をいう。)に勤務する教育職	(義務教育等教員特別手当) 第16条の8 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は <u>盲学校、聾学校若しくは養護学校</u> の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。 2 略 3 高等学校等(学校教育法に規定する高等学校又は <u>盲学校、聾学校若しくは養護学校</u> の高等部をいう。)

員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4及び5 略

別表第8 教育職給料表級別標準職務表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
略	

イ 略

に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4及び5 略

別表第8 教育職給料表級別標準職務表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校(以下「高等学校等」という。)の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
略	

イ 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員(給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。)が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>特別支援学校</u>に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導</p> <p>(8) 小学校若しくは中学校の<u>特別支援学級</u>を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭及び講師が行う児童又は生徒への直接指導</p> <p>2及び3 略</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校又は<u>特別支援学校</u>に所属する教諭又</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員(給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。)が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導</p> <p>(8) 小学校若しくは中学校の<u>障害児学級</u>を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭及び講師が行う児童又は生徒への直接指導</p> <p>2及び3 略</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校、<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>に所</p>

<p>は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">特別支援学校</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略	特別支援学校	略	<p>属する教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">盲学校、<sup>ろう</sup>聾学校又は養護学校</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略	盲学校、 <sup>ろう</sup> 聾学校又は養護学校	略
略							
特別支援学校	略						
略							
盲学校、 <sup>ろう</sup> 聾学校又は養護学校	略						

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第4条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正12年鳥取県令第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第3条 本条例ニ於テ県吏員等トハ県経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ次ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 公立ノ中学校、小学校、<u>学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条ノ規定ニ依ル改正前ノ学校教育法(昭和22年法律第26号以下次条ニ於テ「改正前ノ<sup>ろう</sup>学校教育法」ト謂フ)第1条ニ規定スル盲学校若クハ聾学校又ハ幼稚園ノ校長、園長、教諭、養護教諭又ハ事務職員テ吏員ニ相当スルモノ</u></p> <p>(11) 略</p> <p>第3条ノ2 本条例ニ於テ県吏員等ニ準スヘキ者トハ県経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ次ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公立ノ中学校、小学校、<u>改正前ノ学校教育法ニ規定スル盲学校若クハ<sup>ろう</sup>聾学校又ハ幼稚園ノ助教諭、養護助教諭又ハ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師</u></p>	<p>第3条 本条例ニ於テ県吏員等トハ県経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ次ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 公立ノ中学校、小学校、<u>盲学校、<sup>ろう</sup>学校若クハ幼稚園ノ校長、園長、教諭、養護教諭又ハ事務職員テ吏員ニ相当スルモノ</u></p> <p>(11) 略</p> <p>第3条ノ2 本条例ニ於テ県吏員等ニ準スヘキ者トハ県経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ次ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公立ノ中学校、小学校、<u>盲学校、<sup>ろう</sup>学校若クハ幼稚園ノ助教諭、養護助教諭又ハ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師</u></p>

(災害遺児手当助成条例の一部改正)

第5条 災害遺児手当助成条例(昭和47年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。）で県内に住所を有するもののうち、その養育者（児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。）が天災又は交通事故、海難その他の事故（以下「災害」という。）により死亡し、又は障害の状態（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。）となったもの（夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。）で県内に住所を有するもののうち、その養育者（児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。）が天災又は交通事故、海難その他の事故（以下「災害」という。）により死亡し、又は障害の状態（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。）となったもの（夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。</p>

（鳥取県教育審議会条例の一部改正）

第6条 鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p>(分科会)</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">学校等教育分科会</td> <td>公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p>	名称	所掌事務	学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。	略		<p>(分科会)</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">学校等教育分科会</td> <td>公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p>	名称	所掌事務	学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、 <u>盲学校、聾学校及び養護学校</u> （以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。	略	
名称	所掌事務												
学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。												
略													
名称	所掌事務												
学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、 <u>盲学校、聾学校及び養護学校</u> （以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。												
略													

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第7条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校又は<u>特別支援学校</u>をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>又は<u>養護学校</u>をいう。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県立高等学校等設置条例の一部改正)

第8条 鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																				
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立高等学校及び鳥取県立<u>特別支援学校</u>の設置について定めることを目的とする。</p> <p>(鳥取県立<u>特別支援学校</u>の設置)</p> <p>第3条 <u>鳥取県立特別支援学校</u>を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立鳥取盲学校</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取聾学校</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取養護学校</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立白兔養護学校</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立倉吉養護学校</td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立皆生養護学校</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立米子養護学校</td> <td>米子市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	鳥取県立鳥取盲学校	鳥取市	鳥取県立鳥取聾学校	鳥取市	鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市	鳥取県立白兔養護学校	鳥取市	鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市	鳥取県立皆生養護学校	米子市	鳥取県立米子養護学校	米子市	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立高等学校、鳥取県立<u>盲学校</u>、鳥取県立<u>聾学校</u>及び鳥取県立<u>養護学校</u>の設置について定めることを目的とする。</p> <p>(鳥取県立<u>盲学校</u>の設置)</p> <p>第3条 <u>鳥取県立盲学校</u>を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立鳥取盲学校</td> <td>鳥取市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(鳥取県立<u>聾学校</u>の設置)</p>	名 称	位 置	鳥取県立鳥取盲学校	鳥取市
名 称	位 置																				
鳥取県立鳥取盲学校	鳥取市																				
鳥取県立鳥取聾学校	鳥取市																				
鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市																				
鳥取県立白兔養護学校	鳥取市																				
鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市																				
鳥取県立皆生養護学校	米子市																				
鳥取県立米子養護学校	米子市																				
名 称	位 置																				
鳥取県立鳥取盲学校	鳥取市																				

第4条 鳥取県立聾<sup>ろう</sup>学校を次のとおり設置する。

名 称	位 置
鳥取県立鳥取聾 <sup>ろう</sup> 学校	鳥取市

(鳥取県立養護学校の設置)

第5条 鳥取県立養護学校を次のとおり設置する。

名 称	位 置
鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市
鳥取県立白兔養護学校	鳥取市
鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市
鳥取県立皆生養護学校	米子市
鳥取県立米子養護学校	米子市

(貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正)

第9条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
育英奨学金	<p>有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校(高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)、<u>特別支援学校</u>、<u>高等専門学校</u>、<u>大学</u>(大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)<u>又は</u>専修学校に在学するものうち、<u>経済的理由により修学が困</u></p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。</p>	<p>有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校(高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)、<u>盲学校</u>、<u>聾<sup>ろう</sup>学校</u>、<u>養護学校</u>、<u>高等専門学校</u>、<u>大学</u>(大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)<u>又は</u>専修学校に在学するものうち、<u>経済的理由によ</u></p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>

<p>難である者に対して 貸し付ける資金</p>			<p>り修学が困難である 者に対して貸し付け る資金</p>		
<p>略</p>			<p>略</p>		
<p>備考 略</p>			<p>備考 略</p>		

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。